



# 水土里 ネット 静岡 事業概要 2026

豊かな農村空間を創造する



# ごあいさつ

静岡県土地改良事業団体連合会

会長 伊東真英



平素より本県の農業農村整備の推進、並びに本会の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

農業農村は、食料安全保障や多面的機能の発揮など国民の生活に大変重要な役割を果たす一方、農業者の高齢化や減少、農地面積の減少、農業水利施設の老朽化に加え、地球規模の異常気象、大規模災害の増大、国際的な資源価格の上昇や円安などによる物価高騰など様々な課題に直面しています。

このため、人口減少下で持続的に発展する農業と多様な人々が住み続けられる農村を目指し、農業生産基盤の整備保全、防災減災・国土強靱化、施設管理の効率化・省力化、環境負荷低減などに取り組むとともに、それらの施策の推進を担う土地改良区の運営体制の強化を図る必要があります。

本県においても、農業者が夢と希望を持って農業経営を行うとともに住民が安心して暮らしていける環境の整備に向け、農業部門と基盤整備部門が連携し、地域の将来の姿を見据えて、地域自らが主体となっていく農業農村整備事業を進めなければなりません。さらに、豪雨対策を行う流域治水の取組への協力も必要です。

国では、食料・農業・農村基本法が改正され、これに応じて、新たな食料・農業・農村基本計画の策定や土地改良法の改正が令和七年に施行され、新たな土地改良長期計画も閣議決定されました。

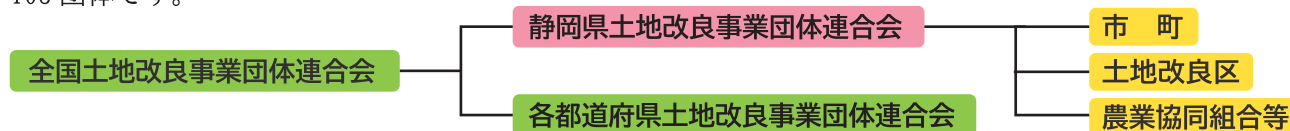
人口減少が進む農村において、農業を維持、発展させるためには現在の農業者はもとより、後継者が進んで参画できるよう農業の構造転換が必要であり、令和七年度から国は農業構造転換集中対策を実施しています。この対策を推進していくために、土地改良の役割は、より一層重要となってきます。

当会では、会員の皆様に対して、事務局体制や財務基盤の強化に向けた支援に努めるとともに、市町・土地改良区等が行う事業の調査計画から工事検査に至る様々な業務を本会が受託する制度を活用することにより、特に団体営土地改良事業に力を入れ、事業実施に係る一連の業務の各段階における技術的な指導及びその他の援助等の職責を果たしてまいりますので、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

## 要旨

土地改良事業団体連合会は、土地改良事業等の適切かつ効率的な運営を確保するため、土地改良事業等を行う土地改良区、市町村等を会員とする協同組織として、土地改良法に基づき全国の都道府県において設立されており、会員が行う土地改良事業等に関する技術的指導・支援、教育・情報提供、調査・研究等を行う団体です。

令和8年4月1日現在の会員数は、市町 35 団体、土地改良区 63 団体、農業協同組合等 10 団体の計 108 団体です。



## 沿革

- 大正14年 10月 本会の前身である社団法人静岡県耕地協会の設立
- 昭和28年 1月 社団法人静岡県土地改良協会に改正
- 昭和33年 4月 昭和32年の土地改良法の改正により、同協会を発展的に解散  
静岡県土地改良事業団体連合会を設立

## 目的

本会は、土地改良事業を行う者（国、県及び土地改良法第95条第1項の規定により、土地改良事業を行う同法第3条に規定する資格を有するものを除く。）の共同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、またその共同の利益を増進することを目的としています。

設立年月日 昭和33年4月25日

登記 昭和33年5月20日

設立認可 農林省指令33農地第1806号

## 性 格

本会は、土地改良法に基づき設立された団体であり、土地改良法第 111 条の 3 に「法人」として規定されています。

その法律的性格は、目的・事業内容等にみられるように公益的色彩を強く有するものであり、特別法である土地改良法に定めるところにより設立が認められた公法人で、組織形態等からは社団法人です。

また土地改良法第 111 条の 4 に「営利を目的としないこと」と定められていることから、税法上（法人税法・所得税法・印紙税法）は公益法人等とみなされています。

## 会 員（令和 8 年 4 月 1 日 現在）

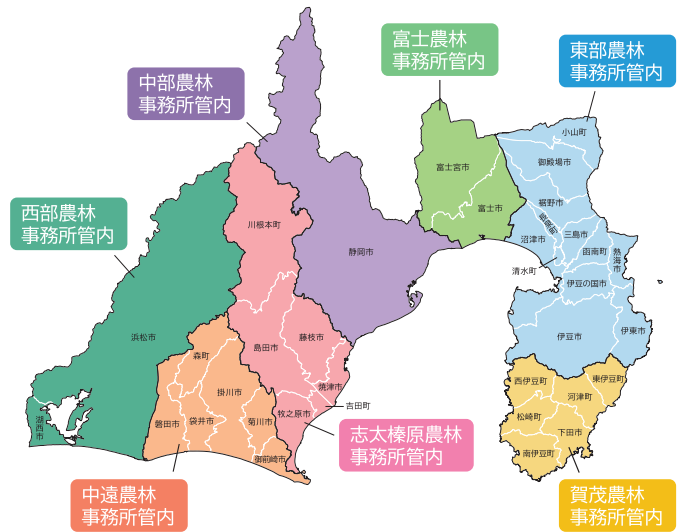
### ① 会員の資格

定款第 8 条で「この会の会員たる資格を有する者は、静岡県内において土地改良事業を行う者とする」と定めています。

	市 町	土地改良区	その他	計
賀 茂	6	0	0	6
東 部	12	11	0	23
富 士	2	3	1	6
中 部	1	17	4	22
志太榛原	6	8	1	15
中 遠	6	9	2	17
西 部	2	15	2	19
計	35	63	10	108

### ② 県農林事務所会員状況

県農林事務所別の会員状況は次の通りです。

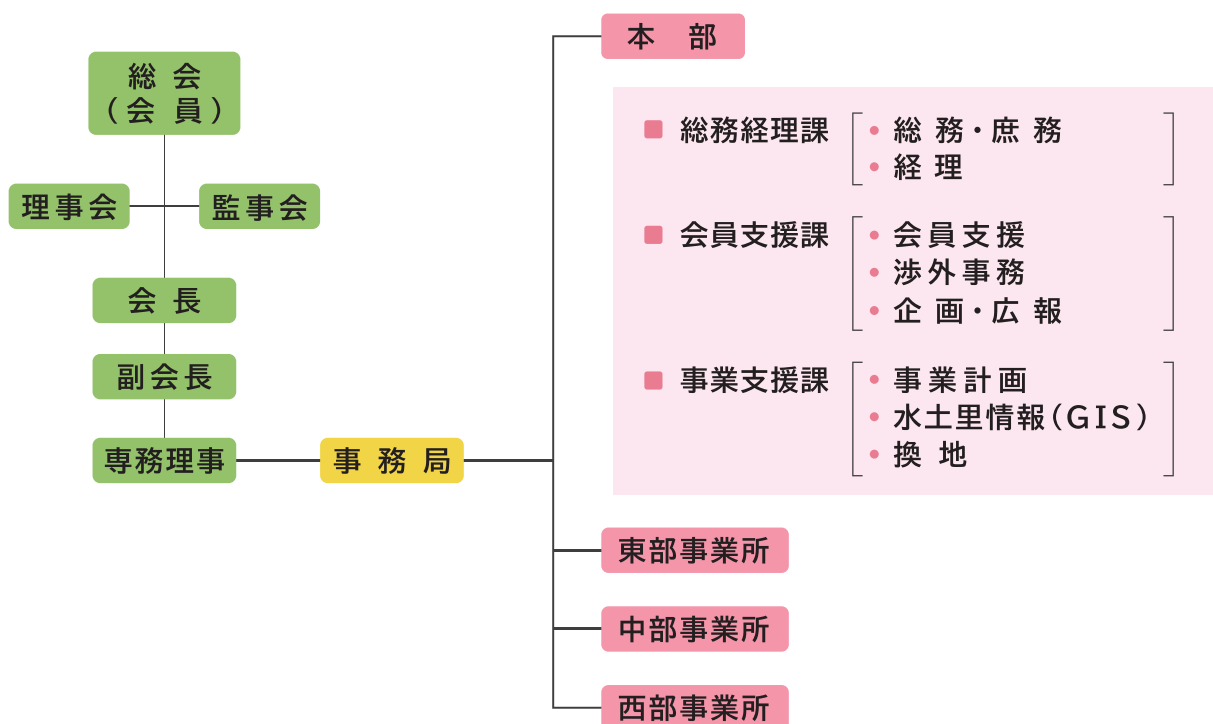


## 役員数及び役員名簿（令和 8 年 4 月 1 日 現在）

役員は、理事 10 人以上 14 人以内、監事 2 人又は 3 人を置くことを本会定款 18 条に定めております。役員の任期は 3 年とし、総会にて選任しております。

役 職 名	氏 名	他の役職
会 長	伊東 真英	中川土地改良区 理事長
副 会 長	大石 好昭	金谷土地改良区 理事長
副 会 長	太田 順一	大井川右岸土地改良区 理事長
専務理事	絹村 敏美	学識経験者
理 事	岡部 克仁	南伊豆町長
理 事	加藤 鋼二	西浦みかん土地改良区 理事長
理 事	杉澤 數馬	富士山南麓土地改良区 理事長
理 事	深澤 忠伸	清水農業協同組合 代表理事専務
理 事	内田 幸男	大井川土地改良区 理事長
理 事	染谷 絹代	牧之原畑地総合整備土地改良区 理事長
理 事	永田 勝美	磐田用水東部土地改良区 理事長
理 事	内藤 伸二郎	浜松土地改良区 理事長
理 事	大箸 千賀子	一般社団法人静岡県農業会議 監事
理 事	和田 康	静岡県農業協同組合中央会 専務理事
総括監事	今田 欽也	伊佐見土地改良区 理事長
監 事	鈴木 平作	高根西部・一色土地改良区 理事長
監 事	戸谷 雄一	公認会計士

## 組織



## 職員数 (令和8年4月1日現在)

事務職員		技術職員	計
一般	換地	農業土木・測量	
7人	6人	19人	32人

## 資格状況 (令和8年4月1日現在)

資格名称	取得者	資格名称	取得者
技術士(総合技術監理部門)	1人	農業農村地理情報システム技士	1人
技術士(農業部門)	5人	空間情報総括監理技術者	1人
土地改良換地士	4人	二等無人航空機操縦士	1人
測量士	5人	無人航空機操縦技能者(JUIDA)	5人
測量士補	6人	土地改良専門技術者	3人
1級土木施工管理技士	3人	日商簿記検定2級	3人
2級土木施工管理技士	5人	全経簿記検定2級	2人
2級造園施工管理技士	1人	会計指導員	5人
コンクリート診断士	1人	浄化槽管理士	1人
ダム管理主任技術者	2人	浄化槽技術管理者	1人
第2種電気工事士	1人	酸素欠乏硫化水素危険作業主任者	3人
土地改良補償業務管理者	1人		

# 水土里ネット静岡の事業内容

## 1 会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他援助

- ・ 農業農村整備事業に関する技術的な指導・支援
- ・ 土地改良区が担う施設の維持管理に関する指導・支援等
- ・ ため池の適正な管理保全のための支援
- ・ 土地改良区の運営体制強化のための指導助言
- ・ 土地改良区が、水土里ビジョンを策定するための資料整理や提案などの支援
- ・ 農道台帳管理に係る業務

## 2 農業農村整備事業に関する教育及び情報の提供

- ・ 農業土木技術や事務に係る研修会、説明会の開催
- ・ 機関誌「静岡縣 土地改良」の発行

## 3 農業農村整備事業に関する調査及び研究

- ・ 農業水利等ストック情報の管理並びに農地地図情報に係る業務
- ・ 農作業の生産管理や営農労力軽減のための調査及び研究

## 4 国又は県の行う農業農村整備事業に対する協力

- ・ 農業農村整備事業の推進を図るための提案・要望

## 5 農業農村整備事業に関する受託業務

- ・ 会員の行う農業農村整備事業に関する受託業務
- ・ 農業農村整備事業に係る測量、調査設計及び管理業務の指導及び受託
- ・ 農業農村整備事業の実施設計の作成
- ・ 土地改良法に基づく換地計画、換地処分事務の指導及び受託
- ・ 農業農村整備事業の工事監理業務
- ・ 国又は県の行う農業農村整備事業に関する受託業務

## 6 その他目的を達成するために必要な事業

- ・ 異議紛争処理に関する指導・助言
- ・ 農業農村整備事業に係る功労者及び優良団体の推薦並びに表彰の実施
- ・ 農業構造転換集中対策を推進するための農地の大区画化等加速化支援

## — [ 主な事業 ] —

### 土地改良区の運営体制強化の支援

#### 会員支援課

#### ▶ 事務研修会等の企画・開催

会員の総務、経理事務が円滑かつ適正に行われるよう、代表者や事務職員を対象とした事務研修会を企画・開催しています。

#### ▶ 土地改良区への指導・支援

土地改良区の経営診断、改善指導などを行います。  
また、専門家（弁護士）による土地改良事業にかかわる法律相談を実施します。



土地改良区等職員研修会

### 予算要請活動

#### 会員支援課

農業農村整備事業予算の確保に向けて、国、国会議員、静岡県、県議会議員に対して要請活動を行います。



予算要請活動

## 農業農村整備事業工事の発注者支援

会員支援課・事業支援課・東部事業所・中部事業所・西部事業所

本会は、「公共事業の品質確保の促進に関する法律」に基づき、発注者が工事の品質確保のため、工事の設計図書の作成から工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価等に至るまでの発注関係事務を行うとき、この法律に基づいて発注事務の支援を行うことができます。

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)



発注者支援機関の認定証

## 土地改良施設等の維持管理、機能診断・管理指導に係る支援

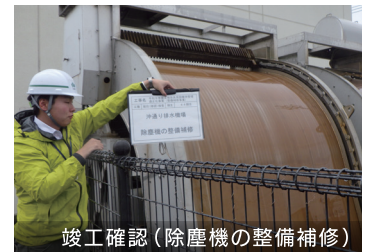
中部事業所

### ▶ 土地改良施設維持管理適正化事業

施設管理者の意識の昂揚を図るとともに、施設機能の保持と耐用年数を確保する土地改良施設維持管理適正化事業を円滑に推進するため、施設診断・管理指導、加入手続き、竣工確認検査、事業費の交付等の事務手続きを行います。



竣工確認(書類確認)



竣工確認(除塵機の整備補修)

### ▶ 土地改良施設の診断・管理指導

施設の適切な維持管理が求められていることから、施設の定期的な機能診断や施設の管理指導を行うとともに、施設に係る諸問題に対して実効的な助言や指導を行います。



竣工確認(原動機オーバーホール)



竣工確認(制水ゲート更新)

## 農道台帳管理

中部事業所

### ▶ 農道台帳作成の目的

農道台帳の作成は、農道の造成及び管理の状況を的確に把握し、農道造成の目的に立脚した適正な農道の管理及び改良に資することを目的としています。

### ▶ 農道台帳作成対象となる農道

道路幅員が4.0m以上の農道（**一定要件農道**：交付税対象路線）

### ▶ 農道台帳を作成するメリット

#### ● 地方交付税措置

農道台帳に記載された農道で「**一定要件**」の条件を満たした農道については、普通交付税の投資的経費の補正措置が講じられます。

#### ● 農道の適正な管理（幅員1.8m以上の農道はすべて該当）

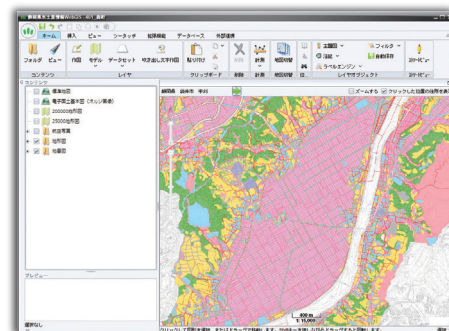
農道台帳を作成することにより、農道の適正な管理及び状況を的確に把握できます。また、農道の構造や延長・幅員等が農道台帳図及び調書にて確認でき、災害復旧時の図面や大規模災害時の指定避難経路としても活用できます。



一定要件農道の確認調査

農地の有効利用の促進、農地・農業用施設の適切な維持管理等を支援するため、農地の空中写真・地形図・農地筆図・耕区図などの農地地図情報、地番・地目・面積などの属性情報、工事出来形等の既存台帳の施設情報等を「水土里情報管理システム (GIS)」として構築しています。

このGISを農政の様々な業務に役立てるとともに、本会に設置した「静岡県水土里情報活用推進協議会」において効率的な運用や利活用の方法を検討しています。このGISには、農業農村整備事業監理データや基幹水利ストックマネジメント情報データなどが登録されています。



GISによる地目別色分け表示画面

農業農村整備事業の実施 (設計・換地・測量業務) に係る一体的支援

事業支援課・東部事業所  
・中部事業所・西部事業所

▶ 普及・啓発

広報誌の発行やイベント等により、農業農村整備事業の普及・啓発に努めています。また、農業農村整備事業に関する各種研修会を開催し、技術強化の支援を行います。

▶ 構想策定

地元説明会、ワークショップ等により、意見交換や住民の意向を把握し、地域づくりや構想策定の支援を行います。また、調査結果等をGISに図化・解析することにより効率的な構想策定が行えます。

▶ 調査・測量

事業実施に向けた調査や測量、設計及び区画整理や造成を予定する地区の換地計画に伴う事前調査を行います。

▶ 事業・換地計画

地域の実情や営農形態等を把握しながら、事業採択に向けた事業計画や換地計画等の策定及び法手続きを支援します。

▶ 各種業務の一体的支援

事業計画等に基づく全体設計や実施設計の作成、積算や工事監理、設計変更などの発注者支援、換地計画の選定業務及び処分業務、測量業務の業務支援を行います。

▶ 施設管理・保全

地域住民や会員の行う農地や土地改良施設などの保全・管理の支援をします。

土地改良法に基づく換地業務の支援及び各種測量の実施

事業支援課・東部事業所

▶ 経営体育成促進換地等調整事業、換地計画、各種登記事務の支援

- 経営体育成促進換地等調整事業 : ほ場整備事業を予定する地区における調査の支援を行います。

地区内農地等状況調査   地区内アンケート調査   地区内営農構想作成   換地設計基準作成   換地計画素案作成

- 換地計画、各種登記事務の実施 : 換地を伴う土地改良事業の推進を支援します。

基礎調査   換地原案作成   一時利用地指定   換地計画書作成   換地処分登記事務

▶ 各種測量業務の実施

- 換地計画を伴う基盤整備事業の実施 : 各種測量業務を実施します。

基準点測量   地区界測量   確定測量

農業の未来を  
切り拓く

# 大区画化等加速化支援事業

～令和11年度

農業者（担い手）の皆さまが自ら行う、区画拡大や畦畔除去等の簡易整備の費用を支援する、新たな事業が始まります。

## 2つの支援メニュー

### ハード事業

#### 農地の物理的なアップグレード

- 畦畔除去による区画拡大
- 暗渠排水
- 用排水路の更新 … 等

### ソフト事業

#### 円滑な実施のための調整支援

- 権利関係の調査
- デジタルマップ策定
- 先進技術導入のための勉強会費用 … 等

整備後 生産効率の向上

大区画化(1ha以上)なら助成率UP!

### 例 助成額 | 農用地の区画拡大(水路変更なし)

<条件>

通常の助成額

大区画化(1ha以上)

ほ場の高低差 10cm超 表土扱いあり 27.5万円/10a 36万円/10a

ほ場の高低差 10cm以下 表土扱いなし 25.5万円/10a 33.5万円/10a

畦畔除去のみ 4万円/100m 5万円/100m

※ 令和7年度単価



整備前 小区画・排水不良…等



### 自力施工によるコスト低減

農業者自らが施工を行う場合は、別設定の助成単価が適用され、自己負担を抑えられます。

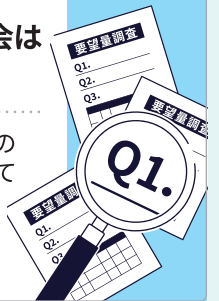


### 多様な主体が事業実施可能

- 農業者個人
- 市町村
- 土地改良区
- JA(農業協同組合)
- 農地中間管理機構

### 静岡県大区画化等推進協議会は 要望量調査を実施しています

皆さまの声を幅広く把握するための調査(アンケート・聞き取り)を行っています。随時ご相談も受け付けています。お気軽にお問い合わせください。



大区画化等加速化支援事業  
についての詳細  
農林水産省ホームページ ▶



問合せ先

### 静岡県大区画化等推進協議会

事務局 水土里ネット静岡 会員支援課

要望量調査の内容や、要望提出等については、水土里ネット静岡のホームページをご覧ください。…▶



水土里ネット静岡(静岡県土地改良事業団体連合会)  
ホームページ <https://www.sizdoren.jp>

### 本部事務局、総務経理課、会員支援課、事業支援課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号(県庁西館9階)  
 TEL:(054)255-5151 FAX:(054)221-3581  
 E-mail: 総務経理課 soumu@sizdoren.jp  
 会員支援課 kaiin@sizdoren.jp  
 事業支援課 事業・水土里 jigyo@sizdoren.jp  
 換地 kanchi@sizdoren.jp

### 東部事業所

〒410-0055 沼津市高島本町1-3(県東部総合庁舎1階)  
 TEL:(055)920-2269 FAX:(055)920-2192 E-mail:toubu@sizdoren.jp

### 中部事業所

〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20(県静岡総合庁舎6階)  
 TEL:(054)286-9273 FAX:(054)286-9274 E-mail:shisetsu@sizdoren.jp

### 西部事業所

〒438-0086 磐田市見付3599-4(県中遠総合庁舎4階)  
 TEL:(0538)37-2316 FAX:(0538)37-2403 E-mail:seibu@sizdoren.jp

【表紙写真】 第11回 静岡県農村の魅力フォトコンテスト入選作品

(撮影地) 上:富士宮市 下/左から:富士市 富士岡南、磐田市、富士宮市 下条、浜松市 中央区 篠原町